

付録：各種ガイドラインなど

A. 日本鉱物科学会年会開催のガイドライン

1. 大会運営委員長の選出について：

行事委員会は年会開催候補地案を、当該年会の2年前の理事会において提案し、会長が年会開催候補地および大会運営委員長候補者を提示して承認を得る。大会運営委員長は、年会開催前年の理事会において大会運営委員の名簿を提出する。大会運営委員から1名を行事委員会に加える。大会運営委員長は理事会に出席する。

2. 会期・時期について：

日数は、当分の間、3日間とする。ただし、特別な事情がある場合には、大会運営委員長または行事委員会の提案に基づき、理事会の審議により会期を変更できる。第1回定例理事会は総会後に開催する。

3. 年会の開催形態について：

年会では、オーラルセッションとポスターセッションを設ける。ポスターセッションの規模は開催地の事情に合わせ、柔軟に対応する。オンライン配信の判断は、その時々の事情を勘案し、大会運営委員会と行事委員会が協議し判断する。

4. 一般普及講演会の開催について：

行事委員会と大会運営委員会では、鉱物科学およびその関連分野の成果の普及のために、年会開催期間前後に一般（小中高生含む）を対象とする一般普及講演の開催を検討し、理事会に報告する。

5. 会告について：

秋開催の場合、年会の会告は5月中旬頃までに会員宛メールニュースで行い、プログラム詳細等を8月中旬までに年会ホームページに掲載する。

6. 電子講演要旨の閲覧について：

年会前とその期間中は参加登録費を支払った参加者限定とする。会期後に年会 HP で一般公開する。

7. 若手研究者の表彰について：

若手研究者による研究のより一層の進展と活性化をはかることを目的とし、優秀な研究発表を行った学生会員に対し「日本鉱物科学会研究発表優秀賞」（エントリー数の1割程度）を贈呈する。講演番号、講演題目及び受賞者名を学会 HP に掲載する。

8. 経費および会計について：

金銭出入は大会運営委員会において行う。但し、準備金が必要な場合は会計幹事に申し出ること。巡検および懇親会の経費は独立採算制で実施する。年会終了後、理事会にて会計報告を行う。

9. 参加登録について：

参加登録料の分類は、会員(一般)、会員(学生)、共催会員(一般)、共催会員(学生)、非会員(一般)、及び非会員(学生)とする。参加登録料及び懇親会費の金額は大会運営委員会と行事委員会が協議して決定する。

10. 発表資格について：

講演発表者は、原則として日本鉱物科学会会員に限る。ただし共催セッションでは、共催学会会員が発表できる。また、招待講演者は非会員であっても、いずれのセッションでも発表を可とする。なお、年会での講演発表が初めての場合、1回に限り共著者の中に日本鉱物科学会会員が含まれれば、非会員でも発表することができる。

11. 招待講演について：

招待講演者はコンビーナが選び、原則として各セッション2名までとする。招待講演の発表時間は、コンビーナの判断に委ねる。なお、全体のプログラムの時間が限られるため、最終的には行事委員会の提案に従う。

12. 講演のキャンセルについて：

病気等やむを得ない事情で発表をキャンセルする場合、大会運営委員会および行事委員会へ連絡する。参加登録料の支払い後に発表キャンセルとなった場合、参加登録料の返却は行わない。

13. 被表彰者の懇親会・参加登録費について：

(1) 被表彰者を懇親会に招待し、その費用は学会が負担する。（学会賞・奨励賞・論文賞基金から支出する）

(2) 被表彰者の参加登録費は、萬次郎賞については萬次郎賞基金から支出する。その他の賞については、被表彰者に参加登録費を支払っていただく。

このガイドラインは、法人の設立の登記の日から適用されるものとする。

付則 2025年5月15日改正

B. 論文賞表彰のガイドライン

1. 論文賞受賞者は、連名の場合でも会員のみを授賞対象とする（非会員には授賞しない）。

2. 賞状は会員それぞれに、個別に贈呈する。

3. 念品は1個とし、代表会員（筆頭著者またはそれに準ずる）に贈呈する。

4. 授賞通知は、会員のみに個別に配付する。

5. 懇親会招待は代表会員1名とし、学会賞・奨励賞・論文賞基金から懇親会費を運営委員会に支払う。

このガイドラインは、この規則は、法人の設立の登記の日から適用されるものとする。

C. 会員逝去の場合のガイドライン

1. 名誉会員と会長経験者について：

会長あるいは名代が葬儀に参列し香典を供える。会長、名代とも参列ができない場合や密葬の場合は弔電を送る。学会名で供花を供える。香典と供花は、あわせて2万円程度（香典1万円、供花1万円、ただし葬儀会場で用意できる花が1万円を超える場合は最も安価なものとする）。

2. 現役の役員（会長、副会長、理事、監事、幹事）について：

会長および副会長は名誉会員と会長経験者に準ずる。その他役員には、弔電を送る。

このガイドラインは、法人の設立の登記の日から適用されるものとする。

D. 論文賞授賞適格論文認定に関する委員会内規

（選定方法）

1. 審査対象論文は受賞年の年初から遡って3ヶ年以内の掲載論文とする。
2. 委員は、あらかじめ審査対象論文より各2編を選考候補論文として推薦する。この際は論文に順位はつけない。また、簡単な推薦理由を委員会に公示する。委員会は、各委員の推薦論文のリストを作成する。
3. 委員会は2回の投票と審議によって、授賞適格論文を選定する。投票と審議の対象になるのは、各委員より推薦された論文とする。
4. 投票は一位を2点、二位を1点として集計し、各対象論文の得点順位を決定する。
5. 第二次投票は第一次投票の五位までの対象論文について投票を行い、得点数により上位2件以内を選定する。
6. 審査委員が著者に含まれる審査対象論文については、当該委員の投票は得点に加算されず、他委員からの投票数を総投票数に規格化して得票数とする。

（投票の成立）

7. 第一次および第二次の各投票は委員定数の過半数の委員からの投票がなかった場合には締切り後2週間以内に再投票を行う。なお、再投票によって過半数に満たない場合には適格論文無しの認定を行う。

（選定基準）

8. 第一次投票の結果、得点数4未満の論文は第二次投票の審査対象論文から除く。
9. 第二次投票の結果、得点順位が二位以内であっても得点数が10未満は授賞対象から除外する。

（授賞適格論文の認定）

10. それぞれの投票結果および投票者名は集計後各委員に通知される。
11. 第二次投票結果を基に委員会の審議を経て授賞適格論文を認定する。

この委員会内規は、法人の設立の登記の日から適用されるものとする。

E. 研究発表優秀賞の選考ならびに海外渡航支援制度に関するガイドライン

（選考方法）

1. 年会での研究発表優秀賞の選考について、本会に「研究発表優秀賞選考委員会」を設ける。
2. 委員会は20名程度の委員で構成され、委員は委員長によって、一般会員の中から指名され、理事会で承認を受けた後、会長がこれを委嘱する。
3. 委員の任期は2年とし、選任後2年以内に終了する事業年度のうちで、選考結果を会員に報告終了までとする。再任は妨げない。
4. 委員長は原則として2期目の委員の中から会長が指名し、副委員長は原則として1期目の委員の中から委員長が指名する。
5. 委員会は、授賞に値する研究発表を選定し、選考結果を会員に報告する。なお、賞状は庶務幹事が作成し、事務局から受賞者へ発送する。

（海外渡航支援制度の内容）

6. 研究発表優秀賞を受賞した学生会員に対し、海外の学会等で研究成果を発表する或は海外で調査・研究を行うことを支援するため、奨励金を与える。
7. 海外渡航支援を受ける期間は、受賞から原則として1年以内とする。
8. 支給する額は、本会の旅費規程に基づく実費相当の額とし、一件あたり上限を5万円とする。
9. 授賞後に申請された支援については、次年度の委員長が決定する。
10. 同一人物に対する研究発表優秀賞の授与は回数を制限しないが、支援は1回とする。
11. 本賞を受賞した発表論文の講演番号、講演題目および受賞者名を年会報告とともに学会HPに掲載する。また、海外渡航支援を受けたものは帰国後に海外渡航支援の成果を報告することとする。

このガイドラインは、法人の設立の登記の日から適用されるものとする。

付則 2018年9月22日改正、2021年5月29日改正、2023年12月14日改正、2025年8月21日改正

F. Journal of Mineralogical and Petrological Sciences (JMPS) 学生論文賞に関するガイドライン

1. 本会に日本鉱物科学会 Journal of Mineralogical and Petrological Sciences 学生論文賞（以下、学生論文賞）を設ける。
2. 授賞対象論文条件について
 - (1) 学生会員である筆頭著者が在学中または卒業・修了後6ヶ月以内、もしくは学籍を外れてから6ヶ月以内に Journal of Mineralogical and Petrological Sciences (JMPS) に投稿した論文 (article, letter) を対象とし、鉱物科学の発展に特に寄与した論文に対して贈呈する。
 - (2) 過去あるいは同年に研究奨励賞・日本鉱物科学会論文賞を受けた会員も受賞できることとする。
 - (3) 同一人物に対する学生論文賞の授与は回数を制限しない。
 - (4) 受賞年の年初から遡って2ヶ月以内に JMPS に印刷公表された論文とする。但し 審査時期に退会、不明、会費未納の場合は審査対象としない。
3. 学生論文賞の選考について本会に「JMPS 学生論文賞選考委員会」を設ける。選考委員は本学会会員である JMPS 編集委員が担当する。選考委員長は JMPS 編集委員長とする。選考委員が共著者であった場合は選考委員を辞退する。 JMPS 編集委員長が対象論文の共著者であった場合、選考委員長は先任の副編集委員長が担当する。両副編集委員長も対象論文の著者であった場合、選考委員は選考委員長を互選する。選考委員会委員の任期は JMPS 編集委員の任期と同じとする。
4. 選考は上記2の条件に該当する授賞対象論文のリストに基づき、選考委員会が授賞に値すると認めた原則2編以内の論文を選び、選考理由を添えて第2回定例理事会の日までに会長に報告する。
5. 会長は理事会に諮り、その承認を得て JMPS 学生論文賞受賞論文を決定する。
6. 総会において賞状を贈呈する。また、受賞論文筆頭著者の受賞年の学会会費を無料とする。
7. 英文名 : Japan Association of Mineralogical Sciences JMPS Best Paper Award for Student Scientists

このガイドラインは、法人の設立の登記の日から適用されるものとする。

付則 2019年10月1日改正

G. 日本鉱物科学会表彰に関するガイドライン

1. 本学会は、一般社団法人日本鉱物科学会運営細則第26条第1項に規定された、鉱物科学ならびに学会活動への特別な貢献が認められた個人あるいは団体に対して、日本鉱物科学会表彰を授与する。
2. 会員は、個人あるいは連名で、鉱物学の普及あるいは本学会への多大なる貢献があった個人あるいは団体を、日本鉱物科学会表彰対象者あるいは団体として推薦することができる。その際、推薦理由を具体的に示した任意の様式の推薦書を事務局に提出する。推薦は隨時受け付ける。
3. 推薦があった場合、庶務幹事は直近の理事会に提案し、多数決を持って授与の可否を決する。日本鉱物科学会表彰授与者あるいは団体には、総会において賞状を授与する。

このガイドラインは、法人の設立の登記の日から適用されるものとする。

H. 日本鉱物科学会賞選考委員会に関するガイドライン

(選考委員が推薦人の場合)

1. 選考委員会委員が推薦人となる場合、その委員は選定の審査に参加しないこととする。

(公募記事の記載事項)

2. 推薦の提出書類には、次の5項目を記述すること。
 - 1) 候補者の氏名、所属及び連絡先 (住所、E-mail アドレス、電話番号)
 - 2) 推薦者の氏名、所属及び連絡先 (住所、E-mail アドレス、電話番号)
 - 3) 受賞対象となる業績題目とその具体的な内容 (日本語で1500-2000字程度、あるいは英語で500 words 程度)
 - 4) 業績リスト (これまでの i) 査読付き原著論文と ii) 著書及び総説等を分けて記述し、そのうち iii) 主要業績10点を明示してください)
 - 5) 候補者の略歴

このガイドラインは、2019年10月1日から適用される。

I. 一般社団法人日本鉱物科学会応用鉱物科学賞選考ガイドライン

1. 選考委員会は、推薦のあった候補者の業績に基づき審査を行い、議論または投票により原則1名を選び、理事会へ推薦する。
2. 候補者が1名の場合は、当該候補者の推薦の可否を議論または投票により決定する。
3. 候補者が複数の場合は、選考方法について議論を行い、適切な方法により推薦候補を決定する。
4. 選考委員が候補者もしくは推薦者となった場合は、選考には加わらないものとする。

このガイドラインは、2020年6月1日から適用される。

J. 寄付の受け入れに関するガイドライン

(目的)

1. 本ガイドラインは、一般社団法人鉱物科学会（以下「本会」）が寄付を受け入れる場合に必要な事項を定めることを目的とする。

(原則)

2. 本会は、一般社団法人鉱物科学会定款の第2章に定める事業に対する寄付に限り、これを受け取ることができる。
3. 寄付は原則として金銭の本会口座への振込によるものとする。

(寄付の申出)

4. 理事会は、寄付申出書が提出された場合に審査を行い、受け入れの可否を決定する。

(受領書の発行)

5. 寄付の振込等が確認された場合、本会会長は速やかに受領書を作成し、寄付者に送付するものとする。

(寄付金の扱い)

6. 受け入れた寄付金は、本会定款の定めるところにより管理する。

7. 寄付者から寄付金の使途について特定の要望があり、それが理事会で承認された場合は、会長、副会長、庶務幹事、会計幹事、事務局の間で情報を共有し、適切に執行するとともに、役員交代時には確実に引き継ぎを行うものとする。

このガイドラインは、2025年8月21日から適用される。